

改正

令和6年8月30日告示第258号

令和7年3月13日告示第67号

令和7年8月29日告示第292号

令和8年3月31日告示第97号

橿原市週休2日工事試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設業における担い手の確保及び育成のため、橿原市（以下「発注者」という。）が発注する工事において週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 月単位の週休2日又は通期の週休2日の状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日 月の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合とする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では月の現場閉所率が28.5%（8日/28日）に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合とし、また、月の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であっても、閉所日数がその月の暦上の土曜日及び日曜日の合計日数未満の場合は除く。
- (3) 通期の週休2日 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合とする。ただし、対象期間がひと月に満たない場合は、対象期間における暦上の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合とする。
- (4) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から竣工日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を含む。）及び受注者と監督員との協議により決定する期間は含まない。
- (5) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。ただし、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所とし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所としない。
- (6) 月の現場閉所率 対象期間内の月ごとの現場閉所の日数の割合をいい、以下の計算式で算出される割合をいう。
$$\text{月の現場閉所率} = (\text{対象月で現場閉所を行った日数(日)}) / (\text{対象月の日数(日)})$$
- (7) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所の日数の割合をいい、以下の計算式で算出される割合をいう。
$$\text{現場閉所率} = (\text{現場閉所を行った日数(日)}) / (\text{対象期間(日)})$$
- (8) 土木積算システム 奈良県土木マネジメント部が作成した奈良県土木積算システムをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、発注者が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）で、かつ、入札公告及び特記仕様書に対象工事である旨が明記された工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は除く。

- (1) 社会的要請により工期等に制約がある工事
- (2) 緊急に対応することが必要な工事
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により発注する工事
- (4) その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 発注方法は、受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を希望したうえで発注者と協議して取り組む方式）とする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、月単位の週休2日を前提に工事の設計を行う。

2 発注者は、建設工事のうち次の各号に掲げる工事については、当該各号に定める要領に規定する月単位の補正係数による補正を行い積算する。

(1) 土木積算システムを活用する土木工事 奈良県県土マネジメント部「週休2日試行工事」実施要領(平成30年10月9日付け技第192号奈良県県土マネジメント部技術管理課長通知)

(2) 土木積算システムを活用しない土木工事 奈良県食農部「週休2日試行工事」実施要領(令和3年7月1日施行)

(3) 建築工事 県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領(令和5年6月23日付け技第58号の3奈良県県土マネジメント部技術管理課長通知)

3 発注者は、現場閉所の状況を確認後、その達成状況に応じて、月単位の週休2日に満たない工事及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった工事(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。)については、補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額の補正分を減額する。ただし、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合については、契約締結後における直近の変更契約時に併せて請負代金額を変更する。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 発注者は、週休2日工事を発注するにあたり、入札公告及び特記仕様書に対象工事である旨を記載するとともに、週休2日を実施しなかった場合及び週休2日が達成できなかった場合には、現場閉所の状況に応じて減額変更の対象となる旨を記載するものとする。

2 工事契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、災害復旧、緊急対応等の受注者の責めに帰すことができない事由により現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。

3 前項の規定により現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。この場合において、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(現場閉所の実施方法)

第7条 受注者は、工事着手日までに、通期の週休2日の実施を必須として月単位の週休2日の実施の可否を工事打合簿(様式第1号)により協議する。ただし、受注者は、月単位の週休2日を実施する場合、工事打合簿の提出に併せて月単位の週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議の結果、受注者は月単位の週休2日を実施しない場合、次項から第4項に定める手続きを不要とする。

2 受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書(様式第2号。以下「計画書」という。)を作成し、工事着手日までに監督員に提出して確認を受けるものとする。ただし、必要事項が記載されている既存の資料をもってこれに代えることができるものとする。

3 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度計画書を監督員へ提出する。ただし、計画書の修正に当たっては、受発注者間で調整を行うものとする。

4 受注者は、竣工後、工事完成図書において次の各号に掲げる書類を提示し、監督員の確認を受けるものとする。ただし、必要事項が記載されている既存の資料をもってこれらの書類に代えることができるものとする。

(1) 計画書に対する休日取得実績書(様式第3号)

(2) 工事現場において週休2日の対象工事である旨を明示したことがわかる写真等

(3) 工事現場の閉所状況がわかる書類(工事日誌等)

(週休2日工事の見える化)

第8条 受注者は、工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日工事の対象工事である旨を明示するものとする。

(適切な工期の確保)

第9条 発注者は、週休2日工事を発注するにあたり、適切な工期の設定を行うものとし、変更契約を行う場合も同様とする。

(工事成績評定)

第10条 月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められる工事については、工事成績評定におい

て評価するものとする。

- 2 週休2日を確保できなかった場合であっても、工事成績評定における減点を行わないものとする。
(元請下請けの取引の適正化)

第11条 受注者は、週休2日工事の実施にあたり、工期、請負代金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように留意するものとする。

(アンケート調査)

第12条 受注者は、市長がアンケート調査を実施する場合には、協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日（以下「実施日」という。）から実施し、実施日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用する。

附 則（令和6年8月30日告示第258号）

この要綱は、令和6年9月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用する。

附 則（令和7年3月13日告示第67号）

この要綱は、令和7年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用する。

附 則（令和7年8月29日告示第292号）

この要綱は、令和7年9月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用する。

附 則（令和8年3月31日告示第97号）

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用する。

- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の檀原市週休2日工事試行要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）	削除
別表第2（第5条関係）	削除
別表第3（第5条関係）	削除
別表第4（第5条関係）	削除
別表第5（第5条関係）	削除
別表第6（第5条関係）	削除
別表第7（第5条関係）	削除
別表第8（第5条関係）	削除
別表第9（第5条関係）	削除

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名			
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他	

総括 監督員	主任 監督員	一般 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※必要のない記名欄は斜線を引く等する。

